

高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーション きょうわでは、ご利用者の尊厳保持と人格の尊重を最優先に考え、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)に基づき、以下の通り高齢者虐待防止のための指針を定めております。

1. 基本方針

私たちは、ご利用者が安心して心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる虐待の発生を防止し、ご利用者の人権と尊厳を守る取り組みを徹底いたします。

2. 高齢者虐待の定義

本指針における「虐待」とは、以下の5つの行為を指します。私たちはこれらを決して容認せず、早期発見・防止に努めます。

- ① 身体的虐待
ご利用者の身体に外傷が生じる(または生じる恐れのある)暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待
ご利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他精神的な傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待
ご利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待
ご利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止のための具体的措置

虐待の発生防止、早期発見、および万が一発生した場合の再発防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 虐待防止検討委員会の設置・運営

管理者を運営責任者とし、管理者および担当で構成される「虐待防止検討委員会」を設置しています。

委員会では、以下の事項について定期的に検討・実施いたします。

- 虐待の防止のための指針の見直しと整備
- 従業者からの相談・報告体制の整備
- 万が一、虐待等が発生した場合の原因分析と、実効性のある再発防止策の策定・評価

(2) 定期的な職員研修の実施

職員の知識向上と意識啓発のため、虐待防止に関する基礎知識や当指針の徹底を図る研修を実施しています。

- 新規採用時の必須研修、および年1回以上の定期研修の実施
- 研修記録の適切な保管・管理

(3) 迅速かつ適切な通報・相談体制

職員が虐待の発生(またはその疑い)を把握した場合、当事業所のマニュアルに沿って、市町村や地域包括支援センターの高齢者虐待対応窓口へ速やかに通報・相談が行われる体制を整えています。

(4) 成年後見制度の利用支援

ご利用者の権利擁護のため、必要に応じて成年後見制度に関する情報提供や利用支援を行います。

(5) 苦情解決窓口の明確化

虐待等に係る苦情や相談について、事業所内だけでなく、市町村や公的団体が設置する相談窓口を明確にし、適切に解決できるよう連携しています。

(6) 担当職員の配置

虐待防止を効果的に推進するため、虐待防止委員会に所属する職員を「虐待防止担当職員」として配置しています。

4. 指針の閲覧について

本指針は、ご利用者、ご家族、後見人、当事業所に来所された方、職員、その他すべての関係者の

皆様がいつでも自由に閲覧できるよう、事業所内に提示(および本ウェブサイトへの掲載)をしております。